百三十三条第一項において準用する同法第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者」とあるのは「第百二十五条第三項に規定する高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は第百八十三条に定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準」とあるのは「専修学校設置基準」と、同条第五項中「大学設置基準第三十一条第二項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学院設置基準第十三条の二、第二十一条の二及び第二十七条の二、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項並びに専門職短期大学設置基準第二十五条第二項」とあるのは「専修学校設置基準第十五条第三項」と、同条第六項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する同法第百五条」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（専修学校設置基準の一部改正）

第二条　専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　［略］	第一章・第二章　［同上］
第三章　教育課程等	第三章　教育課程等
第一節　［略］	第一節　［同上］
第二節　高等課程及び一般課程の教育課程等（第十六条―第二十八条）	第二節　昼間学科及び夜間等学科の教育課程等（第十六条―第十九条）
第三節　専門課程の教育課程等（第二十八条の二―第二十八条の五）	第三節　単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等（第二十条―第二十八条）
第四節　通信制の学科の教育課程等（第二十九条―第三十八条）	第四節　通信制の学科の教育課程等（第二十九条―第三十八条）
第四章・第五章　［略］	第四章・第五章　［同上］
附則	附則
第四条　前条第一項の規定により基本組織に置かれる学科は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。	**第四条**　基本組織には、昼間において授業を行う学科（以下「昼間学科」という。）又は夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間等学科」という。）を置くことができる。
一　昼間において授業を行う学科（以下「昼間学科」という。）	（通信制の学科の設置）
二　夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間等学科」という。）	**第五条**　昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織には、通信による教育を行う学科（当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。以下「通信制の学科」という。）を置くことができる。
三　通信による教育を行う学科（以下「通信制の学科」という。）	2　通信制の学科は、通信による教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について置くことができる。
2　通信制の学科は、昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織において、当該昼間学科又は夜間等学科と同一の専攻分野であつて、通信による教育によつて十分な教育効果が得られるものについて置くことができる。	
第五条　削除	